**中国庭園燕趙園飲食施設募集要項**

　中国庭園燕趙園飲食施設（以下「飲食施設」という。）の管理運営業務を効率的に行うため、下記のとおり委託事業者（以下「事業者」という。）を募集する。

**１　施設の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 中国庭園燕趙園飲食施設 |
| 所在地 | 鳥取県東伯郡湯梨浜町引地５６３－１ |
| 設置目的 | 鳥取県中部地域の観光拠点である燕趙園の来園者等に、良好な飲食サービス等を提供すること。 |
| 施設面積 | ７２８．７２㎡ |
| 建築年月日 | 平成１０年４月１日 |
| 施設内容 | 鉄骨造り |

**２　事業者が行う業務**

（１）業務の内容

　　　事業者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うこと。

　　①飲食施設の管理運営に必要な業務

　　　　飲食物の提供並びに施設の集客促進に関する業務

　　②飲食施設の施設設備の維持管理に関する業務

　　　　飲食施設の施設設備の維持管理に関する業務

（２）管理の基準

　　　事業者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、引地地区飲食施設の適切な管理運営を行うこと。

　　①基本方針

　　ア　公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

　　イ　利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また施設の機能が最大限に発揮されるよう適正な維持管理を行うとともに、健全な運営を維持することに務めること。なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業に該当する営業は認めない。

　　ウ　中国庭園燕趙園（以下「燕趙園」という。）は、中国河北省との友好提携５周年を記念して建設されたこと及び県の重要な観光施設であることから、県の観光振興を図るため、燕趙園と協力して集客促進に努めるとともに、中国との文化交流の発展に努めること。

　　エ　飲食施設は、燕趙園との一体感を損なわない運営とすること。利用者の要望を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めること。

　　オ　各飲食物の料金については、事業者が自由に設定することができる。ただし料金設定を変更する場合、事前に燕趙園に報告すること。

カ　法令等の遵守

　　（ア）都市公園法（昭和３１年法律第７９号）、都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）、都市公園法施行規則（昭和３１年建設省令第３０号）

　　（イ）鳥取県都市公園条例（昭和５４年鳥取県条例第３１号）、鳥取県都市公園条例施行規則（昭和５４年鳥取県規則第６０号）

　　（ウ）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）

　　（エ）労働基準法（昭和２２年法律第４９号）

　　（オ）電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）

　　（カ）消防法（昭和２３年法律第１８６号）

　　（キ）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第１１９号）、鳥取県個人情報保護条例（平成１１年鳥取県条例第３号）、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成１１年鳥取県規則第６３号）

　　（ク）鳥取県情報公開条例（平成１２年鳥取県条例第２号）、鳥取県情報公開条例施行規則（平成１２年鳥取県規則第８号）

（ケ）食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）

（コ）鳥取県食品衛生法施行条例（平成１２年鳥取県条例第１７号）

（サ）その他施設の維持管理及び運営で関係のある法令

　　キ　燕趙園と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

②基本的事項

ア　開店時間

　　　開店時間は少なくとも午前１１時から午後２時３０分（ラストオーダー午後２時３０分）として、燕趙園と協議後、決定するものとする。ただし燕趙園の開園時間は開店していることが望ましい。

イ　休業日

　　　休業日は燕趙園と協議後、決定するものとする。ただし燕趙園の開園日は基本的に営業していること。但し、協議成立の場合除く。

ウ　個人情報の保護

　　　事業者は、鳥取県個人情報保護条例第１１条第４項に準用する同条第２項及び第３項の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、飲食施設の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

エ　情報の公開

　　　鳥取県情報公開条例の規定に基づき、飲食施設の管理に関して保有する情報を公開する可能性があること。

（３）留意事項

　　①業務の内容の詳細については別紙仕様書によること。

　　②委託業務を一括して、又は主たる部分を他の者に委託することはできないこと。

　　③事業者が集客促進や販売促進のため、自主的に催事等の事業を行うことは可能であるが、内容が都市公園にふさわしくないもの又は公序良俗に反するものは不可とする。

　　④県内需要の拡大、県内業者の活用のため、積極的に県内業者への発注に努めること。また発注先の業者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

　　⑤事業者は、運営の形態等に応じて内装等の改修を行い、また設備・備品を設置することができる。この場合燕趙園の承認を得ることとし、事業者が費用を負担すること。

　　⑥事業者は委託事業者でなくなった場合、飲食施設の清掃を行うとともに、速やかに現状回復しなければならない。特に厨房については全ての設備・備品についての油脂汚れを除去しなければならない。ただし燕趙園の承認を受けた場合はこの限りでない。

　　　また事業者は委託事業者でなくなった場合、飲食施設に投じた必要費、有益費　その他の費用の償還を請求しないものとする。

　　　なお事業者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを現状に回復しなければならない。

**３　委託期間**

　委託期間は令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

**４　料金収入の取扱い**

　事業者が収受した料金収入は全て事業者の収入とする。

**５　燕趙園及び事業者の責任分担**

　燕趙園及び事業者の責任は下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | | 責任 | |
| 燕趙園 | 事業者 |
| 不可抗力 | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他燕趙園又は事業者のいずれの責任にも帰すことができない自然的又は人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、業務が実施できない事による収入減 |  | ○ |
| 施設の損傷 | 施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの | ○ |  |
| 施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの |  | ○ |
| 上記以外のもの | 協議事項 | |
| 施設利用者等への損害賠償 | 施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの | ○ |  |
| 施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの |  | ○ |
| 施設の改良・  修繕 | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他燕趙園又は事業者のいずれの責任にも帰すことができない自然的現象）により生じた施設等の損壊に係る修繕 | 協議事項 | |
| 上記以外のもの（営業及び管理・運営に資するため事業者自らが行う改良並びに施設等に係る通常の維持・管理のための修繕など） |  | ○ |
| 備品の購入 | 営業及び管理運営に係る備品の購入 |  | ○ |
| 火災保険（建物のみ）の加入 | | ○ |  |
| 業務に要する経費（上記のうち燕趙園の業務分担とされたものを除く。）の負担 | |  | ○ |

　※「協議事項」については事案の原因ごとに判断する。

**６　応募資格等**

（１）鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により、本県から一般競争入札の参加資格取り消されていない法人等であること。

（３）鳥取県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

（４）１年以内に労働基準法、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続き開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

（６）法人等の役員に、破産者、法律行為等を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

（７）暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら次の①から⑥までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

　　①暴力団員を経営幹部とすること。

　　②暴力団員を雇用すること。

　　③暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

　　④暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。

　　⑤暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

　　⑥経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

**７　募集及び選定等の日程**

（１）募集要項の配付　　令和６年１月１８日（木）～同年２月１５日（木）

（２）質問事項の受付　　令和６年１月１９日（金）～同年1月３１日（水）

（３）募集の受付期間　　令和６年２月　１日（木）～同年２月１５日（木）

（４）面接審査　　　　　令和６年２月１９日（月）（予定）

　　　　　　　　　　　　（会場、時間等は応募団体に別途通知）

（５）審査結果の通知　　令和６年２月２１日（水）発送（予定）

（６）委託契約締結　　　令和６年２月２６日（月）（予定）

（７）営業開始　　　　　令和６年４月１日（月）（予定）

**８　募集要項の配付**

　　　７（１）の期限内に一般財団法人鳥取県観光事業団本部のホームページ若しくは燕趙園のホームページからダウンロードすること。

**９　質問事項の受付及び回答**

　　　７（２）の期限内に一般財団法人鳥取県観光事業団本部にファックシミリ又は電子メールにより提出すること。ファックシミリ又は電子メールにより個別に回答するとともに、一般財団法人鳥取県観光事業団ホームページに公開する。

|  |
| --- |
| 【一般財団法人鳥取県観光事業団本部】  　〒680-0805　鳥取市相生町4丁目　４１１  　　　　　　　電話：0857-38-2346　FAX：0857-38-2347  　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：t-kanko7@rose.ocn.ne.jp |

**１０　応募の手続き**

　　７（３）の期間内の午前８時３０分から午後５時３０分の間に中国庭園燕趙園に下記応募書類を持参若しくは郵送すること。郵送の場合は令和６年２月１５日（木）午後５時３０分までに到着したものに限り受け付ける。なお応募書類は返却しない。

【応募種類：各１通】

　　（１）中国庭園燕趙園飲食施設運営計画書

　　（２）中国庭園燕趙園飲食施設収支計画書

　　（３）当該法人等の概要

　　（４）当該法人等の役員名簿

**１１　選定方法等**

　　　一般財団法人鳥取県観光事業団内に審査委員会を設置し、応募書類及び面接審

　査により事業者を選定する。

**中国庭園燕趙園飲食施設委託業務仕様書**

**１　施設の概要**

**（１）施設概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　称 | 中国庭園燕趙園飲食施設 |
| 所　 在 　地 | 鳥取県東伯郡湯梨浜町５６３－１ |
| 主な施設内容 | 飲食施設（鉄骨造り） |

**（２）施設の詳細**

　　　　別添図面のとおりとする。

**２　事業者が行う業務範囲**

**（１）中国庭園燕趙園飲食施設（以下「飲食施設」という。）における飲食提供業務**

**（２）飲食施設の施設設備の維持管理に関する業務**

**（３）その他飲食施設の管理運営に必要な業務**

**３　事業者に係る条件等**

**（１）施設に係る占用許可条件**

①飲食施設については現状のまま提供すること。

②事業者は原則現状の形態のまま使用すること。

　ただし退去の際の原状回復を条件とし、かつ事業者の自己資金において行う改修で、事前の承認を受けたものについてはこの限りではない。

**（２）営業資格**

　①鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

②契約日の前日において、地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により、本県から一般競争入札の参加資格取り消されていない法人等であること。

③契約日の前日において、鳥取県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

④契約日の前日から起算して１年以内に、労働基準法、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

⑤会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続き開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

⑥法人等の役員に、破産者、法律行為等を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

⑦暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら次の①から⑥までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

　　ア　暴力団員を経営幹部とすること。

　　イ　暴力団員を雇用すること。

　　ウ　暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

　　エ　暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。

　　オ　暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

　　カ　経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

**（３）営業・管理運営に関する条件**

　　①営業・管理運営に関する委託期間

　　　　飲食施設の営業・管理運営に係る委託の期間は令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。

　　②飲食施設の範囲

　　　　占用できる飲食施設の範囲は、厨房、客室部分、トイレ等、飲食施設等の中全ての範囲とする。

　　③営業時間、休業日等

　　　少なくとも、午前１１時から午後２時３０分（ラストオーダー午後２時３０分）とし、この時間は食事及び飲み物を提供すること。また、燕趙園開園日は基本的に営業していること。但し、協議成立の場合除く。

また、燕趙園の開園時間には営業することが望ましい。

　　④施設の営業状況の報告

　　　　　事業者は施設の営業状況について、下記書類を提出すること。内容については別に示すこととする。

　　　ア　業務報告書　　毎月（翌月１０日まで）

　　　イ　その他営業の実態を把握するために甲が必要と認める事項

　　⑤飲食メニュー等の提供内容

　　　　　中華料理を1品以上含む料理を提供し、観光客（団体客を含む）、地元客等、幅広いお客様の利用を得ること。

　　　　　また食事に伴い、アルコール類を提供することは妨げないが、都市公園内での風俗営業法の適用を受ける料理店、カフェ、バー、キャバレー等の営業は禁じられているため、酒類を主たる提供内容とする店舗は許可しない。

　　⑥広告行為

　　　　　事業者が看板及びチラシ等の広告行為を行う場合は、燕趙園の事前の承認を得ること。但し、燕趙園との協議に基づく場合はこの限りではない。

　　⑦禁止事項

　　　ア　指定営業場所以外での営業

　　　　　原則、飲食施設以外の場所で営業を行うことはできない。ただし燕趙園と協議の上、許可を得た場合はこの限りでない。

　　　イ　目的外使用

　　　　　事業者は飲食施設を飲食店の経営以外の目的以外に使用してはならない。ただ

　　　　　し飲食店の経営に資するため、燕趙園と協議の上、許可を得た場合はこの限りでない。

　　　ウ　権利の譲渡

　　　　　事業者は、施設運営の全部又は飲食施設などの主たる部分を第三者に管理させ、又は担保に供してはならない。ただし、燕趙園と協議の上、公園利用者の利便性向上や施設の効率的な運営のために、施設運営の一部を第三者に管理・委託する許可を得た場合はこの限りでない。

　　　エ　事業の中止又は停止

　　　　　事業者は事業を中止し、又は停止する場合は、必ずその６ヶ月前までに書面をもって予告し、承認を得ること。

**（４）法令等の遵守**

①都市公園法（昭和３１年法律第７９号）、都市公園法施行令（昭和３１年政令第２９０号）、都市公園法施行規則（昭和３１年建設省令第３０号）

②鳥取県都市公園条例（昭和５４年鳥取県条例第３１号）、鳥取県都市公園条例施行規則（昭和５４年鳥取県規則第６０号）

③地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）

④労働基準法（昭和２２年法律第４９号）

⑤電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）

⑥消防法（昭和２３年法律第１８６号）

⑦個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第１１９号）、鳥取県個人情報保護条例（平成１１年鳥取県条例第３号）、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成１１年鳥取県規則第６３号）

⑧鳥取県情報公開条例（平成１２年鳥取県条例第２号）、鳥取県情報公開条例施行規則（平成１２年鳥取県規則第８号）

⑨食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）

⑩鳥取県食品衛生法施行条例（平成１２年鳥取県条例第１７号）

⑪その他施設の維持管理及び運営で関係のある法令

**（５）契約の打ち切り**

事業者の瑕疵若しくは経営状況の悪化等により、健全な事業の継続が困難と判断される場合には委託契約を打ち切る場合がある。

**（６）原状回復**

　　　　事業者は、期間の途中に事業の中止等により飲食施設から退去する場合若しくは期間満了の場合は、指定する期日までに飲食施設を原状に回復しなければならない。ただし事前協議の上、許可を得た場合はこの限りでない。

**４　燕趙園及び事業者の責任分担**

　燕趙園及び事業者の責任は下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | | 責任 | |
| 燕趙園 | 事業者 |
| 不可抗力 | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他燕趙園又は事業者のいずれの責任にも帰すことができない自然的又は人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、業務が実施できない事による収入減 |  | ○ |
| 施設の損傷 | 施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの | ○ |  |
| 施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの |  | ○ |
| 上記以外のもの | 協議事項 | |
| 施設利用者等への損害賠償 | 施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの | ○ |  |
| 施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの |  | ○ |
| 施設の改良・  修繕 | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他燕趙園又は事業者のいずれの責任にも帰すことができない自然的現象）により生じた施設等の損壊に係る修繕 | 協議事項 | |
| 上記以外のもの（営業及び管理・運営に資するため事業者自らが行う改良並びに施設等に係る通常の維持・管理のための修繕など） |  | ○ |
| 備品の購入 | 営業及び管理運営に係る備品の購入 |  | ○ |
| 火災保険（建物のみ）の加入 | | ○ |  |
| 業務に要する経費（上記のうち燕趙園の業務分担とされたものを除く。）の負担 | |  | ○ |

※「協議事項」については事案の原因ごとに判断する。基本的には事業者。

**５　経費の負担区分**

**（１）事業者無料部分**

　　　　レストラン施設本体の使用料（家賃）及び既設置の備品使用料。但し、受託者と燕趙園の協議を妨げない。

**（２）事業者経費負担部分（運営に係る直接経費）**

　　①レストラン運営に係る光熱水費（電気、ガス、上下水道料金）、清掃衛生費（ガラス面、床ワックスがけ、グリーストラップ等）、廃棄物処理費、機械警備費

　　②飲食施設に係る職員人件費、材料費

　　③営業、広報、その他事務経費

　　④営業上必要な備品（テーブル、椅子など）経費

　　⑤保険料（施設、食中毒）

　　⑥飲食施設職員の駐車場代

　　⑦その他使用上必要な維持管理費

**（３）燕趙園負担部分**

　　　営業、広報経費。但し、燕趙園が庭園部分について行う営業、広報に付随するものに限る。

**（４）その他**

　　　負担が明らかでないものについては両者協議の上決定する。

**６　その他**

**（１）報告義務**

　　　　営業内容、メニューの変更、クレーム等については逐一燕趙園に報告すること。

**（２）その他**

　　　　①当仕様書の内容に疑義が生じた場合、もしくは定めのない事項については、燕趙園及び事業者は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

②一般財団法人鳥取県観光事業団の職員割引制度に参画すること（１０％引き）。

**中国庭園燕趙園飲食施設の運営に関する計画書**

【燕趙園飲食施設提出モデル】

**１　管理運営の基本的な考え方**

|  |
| --- |
| ・飲食施設の運営方針、意気込みなど |

**２　管理運営の基準**

**（１）開店時間の考え方と設定内容**

|  |
| --- |
| ・開店時間の設定に際し、考え方を示すこと  　（例）ターゲットとする顧客の範囲  　　　　燕趙園来園者の利便性の観点  個人客、団体客対応について　等  ・実際の開店時間、オーダーストップの時間など |

**（２）休業日の考え方と設定内容**

|  |
| --- |
| ・休業日の設定に際し、考え方を示すこと  　（例）施設の維持管理の観点  　　　　新商品開発の観点  勤務スタッフの労務管理の観点　等  ・実際の休業日 |

**３　サービスの提供内容**

|  |
| --- |
| ・提供飲食物の考え方を示すこと  （例）ジャンルの中心（例　中華、和食など）  料理のグレード（例　高級、庶民的など）  その他特色　等  ・主なメニューと料金の提示（別紙でも可） |

**４　施設の維持管理**

|  |
| --- |
| ・故障の未然防止、設備の恒久化のため施設設備の維持管理の考え方を示すこと  　（例）日頃からの取組方針　等  ・点検等実施内容 |

**５　外部委託について**

|  |
| --- |
| ・外部委託の考え方を示すこと  　（例）どういうものについて外部委託を取り入れるか　等  ・具体的な外部委託内容  　※外部委託なしの場合は「該当なし」と記載のこと |

**６　保険の加入内容**

|  |
| --- |
| ・実際に加入する保険について記載 |

**７　燕趙園との連携**

|  |
| --- |
| ・燕趙園との連携についての考え方を記載 |

**８　利用促進のための取組**

|  |
| --- |
| ・飲食施設の利用促進について方策を記載 |

**９　利用者等の要望、クレームの対応方針**

|  |
| --- |
| ・利用者等の要望把握・対処方法  ・トラブルの未然防止・クレームの対応方針　等 |

**１０　運営体制**

**（１）運営組織**

|  |
| --- |
| ・運営体制の考え方  ・管理運営組織図 |

**（２）職員の雇用**

|  |
| --- |
| ・職員の採用方法、採用見込 |

**１１　その他**

|  |
| --- |
| ・上記に属さない項目で特に記載したいこと |

**中国庭園燕趙園飲食施設の収支に関する計画書**

**（単年度ベース）**

（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | 内　　　訳 | 金　額 |
| 収入科目 | 飲食施設収入 |  |  |
| ○○○○○収入 |  |  |
| ○○○○○収入 |  |  |
| その他収入 |  |  |
| 収入合計 | |  |  |
| 支出項目 | 人件費 |  |  |
| 施設維持管理費 | 消耗品費  燃料費  通信運搬費  ○○○○  ○○○○  ○○○○ |  |
| 飲食材料費 |  |  |
| 集客促進費 |  |  |
| その他仕入 |  |  |
| その他経費 |  |  |
| 収入合計 | |  |  |